

# 道路整備評価（優先順位判定）基準

守 谷 市

# 生活道路等に関する自治会・自治連合会からの要望に対する 道路整備評価（優先順位判定）基準

## 1 目的

この基準は、自治会等からの道路整備要望（以下「要望」という。）について、その優先順位を判定するために必要な事項を定めるものであり、当該要望への対応に当たって公正かつ透明性の向上を図ることを目的とするものです。

### 【公正かつ透明性の向上】

- 1 要望に基づく道路の整備について、実施に至る過程を明らかにします。
- 2 整備の必要性を数値化して評価することにより、整備の対象となる道路をより適正に選定します。
- 3 守谷市全域の均衡の取れた道路の整備を進めます。

## 2 整備の種類

改良事業（道路の拡幅、側溝敷設等）

### 【生活道路の拡幅】

建築基準法により、幅員4メートル未満の道路に接している敷地では建物等を後退して建築しなければなりません。生活道路の拡幅改良は、市が後退用地を含めて整備します。

### 【適用対象外】

道路補修等の修繕工事、及び道路照明灯、カーブミラーなどの道路に附属する施設の整備に関する要望に対しては、この基準は適用しません。

## 3 要望の範囲

守谷市で管理している道路を対象とし、路線全体を要望の範囲とします。ただし、要望路線内に他の認定道路と交わる交差部があり、交差する道路の幅員が4.0m以上で通り抜け可能な場合は、交差部までの要望でも受け付けます。

なお、幅員4.0m以上とは、認定幅員ではなく、道路区域内の現況幅員を4.0m以上とします。

## 4 整備に関する要望

### (1) 要望書の提出

道路整備要望書（様式第1号）、用地提供等に関する同意書（様式第2号、様式第3号）、位置図、要望箇所図、公図等が必要となります。要望書の記入方法や必要書類等については、守谷市建設課で相談を受け付けます。要望は路線毎となります。

要望は地元自治会で取りまとめを行い、代表者は自治会代表者としてください。

## (2) 関係者の同意

要望される道路に隣接する土地所有者及びお住まいの方（世帯主）（以下、「権利者」という。）すべての同意（様式第2号）が必要となります。

※権利者すべての同意が添付されていない要望書は受け付けできません。添付されていない場合は、要望書を返却します。

※要望箇所に、所有権以外の権利（抵当権、地上権等）がある場合は、整備（工事）をすることが出来ません。所有権以外の権利者とは要望書提出前に協議を行い、了承を得ておいてください。

※要望箇所への電柱設置は認められません。電柱の移設が必要となる場合は、ご協力をお願いします。

※土地所有者及びお住まいの方に関わる情報提供は行えません。要望者で確認してください。

## 5 事業用地の取得

道路整備に必要な用地は、市への寄附（注1）でお願いします。買収（注2）でも要望を受け付けますが、整備の優先度（評価点）は低くなります。

また、相続等の事由により、寄附・買収での取扱いが難しい場合は無償借地承諾（注3）でも取り扱うものとします。用地提供等に関する同意書（様式第2号）の用地欄で選択してください。

用地提供の意思については、地権者間で不公平感を抱かないように要望毎に寄附または買収のいずれかに統一して記載してください。地権者の方々には丁寧な説明をお願いいたします。

### 注1) 寄附

道路用地となる民有地を市に無償で提供することです。

道路整備に着手するまでに、道路設計や測量に基づき、市が分筆した後、民有地の所有権を市に移転登記します。

抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消していただくことが条件となりますので、地権者は権利者との協議を進めておいてください。なお、移転登記は守谷市で行います。

### 注2) 買収

道路用地となる民有地を市が買収することです。

民有地の取得価格は、守谷市道路用地有償取得事務取扱要綱に基づき取り扱

うものとしてします。

### 注3) 無償借地承諾

道路用地となる民有地を市が道路として整備し、供用できるように、その土地を市が無償で使用することについて承諾することです。

※相続等の事由により、寄附、買収での取扱いが難しい場合のみの扱いとします。

## 6 事業用地内の補償（物件移転費等）

道路整備に必要な用地に建物や工作物、生垣等が設けられている場合には、移設や除却等が必要になります。現在の道路中心線から 2.0m の範囲内は、補償を行いません。用地提供等に関する同意書（様式第 2 号）の補償欄で不要を丸で囲ってしてください。補償を希望される場合は評価の対象外となりますので、要望書を返却します。

工事着手前までに、支障となる物件について、除却をお願いします。除却完了後に工事の着手となります。

## 7 整備用地の確定

要望により整備が決定された箇所の測量、境界立会は市が実施します。境界確定後の、申請内容の変更（用地、補償の取扱い）は原則として認められません。要望提出前に確認をお願いします。

境界確定後に、道路整備を実施するための設計を行います。計画する道路は地形（曲がり、高低差等）やその他の事由により、現在の道路中心線から 2.0m の範囲内に収まらない場合があります。道路整備には必要な用地となりますので、用地の寄附及び物件の除却についても、要望の基準に合わせたご協力をお願いいたします。

## 8 評価の実施

### (1) 評価の対象

毎年 9 月末日までに要望された道路について、その翌年度以降における整備の対象として評価します。（別記 1 参照）

### (2) 評価の実施

要望を受けた道路ごとに定める評価項目（別記 2 参照）に係る評価値の合計により評価点を求め（一次評価）、評価点の高い要望の中から優先順位（二次評価）をつけ整備の方針を決定します。

評価の結果については、翌年の 3 月末日までに、その結果を文書（別記 3 参照）にて通知します。

### (3) 再度の評価

事業を実施することができなかった道路整備については、翌年度以降、新規の要望と併せて再度この基準により評価し、結果を文書（別記3参照）にて通知します。

ただし、この取扱いは、権利者等の利害関係者の変更や周辺環境の変化等に対応するため、初回の評価を実施した年度から起算して5年間を限度とします。

また、5年間が経過した要望については、4（2）に定める同意者が変わっている可能性もあるため、要望書の返却を行います。整備を希望する場合は、改めて要望書の提出が必要となります。

## 9 事業の実施

一次評価により「高」・「中」に評価された要望のうち、評価項目（別記2参照）の周辺環境区分において、20点以上の要望を対象として二次評価を行うものとします。

二次評価では、事業コストや整備効果等を考察した中で、優先順位が高い要望から評価しますが、地域バランス等を考慮し事業の実施を決定します。

## 10 要望書等の提出先及び連絡先

守谷市大柏950番地の1

守谷市都市整備部建設課

電話45-1111

## 11 適用時期

(1) この道路整備評価（優先順位判定）基準は、令和8年4月1日から適用します。

(2) 前号の規定に関わらず、適用日より前に提出された要望書についても、本基準に沿って評価を行います。

様式第1号

道路整備要望書（新規・再要望）

令和 年 月 日

守谷市長 松丸 修久 様

団体名： \_\_\_\_\_  
代表者： \_\_\_\_\_ (印)  
住所： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_

下記のとおり道路整備を要望します。

記

要望場所	守谷市 (添付位置図参照)
市道名	市道 号線
要望内容	拡幅(幅員 m)・舗装・側溝整備・その他( )
関係者の同意 (土地所有者、居住者)	様式第2号参照
要望する理由	

※添付書類 位置図、要望箇所図、公図

【守谷市使用欄】

取扱い	新規 再要望 年 第 号
受付日	令和 年 月 日 第 号
有効期限	令和 年度



回答	年度	
	年度	
	年度	
	年度	
	年度	

用地提供等に関する同意書

令和 年 月 日

守谷市長 松丸 修久 様

団体名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_ ⑩

令和 年 月 日付で提出した「道路整備要望書」に関する事項について、  
次のとおり権利者等の同意書を提出します。

要望場所	守谷市
市道名	市道 _____ 号線

◎区分、用地の欄は選択、補償の欄は不要に○をつけること。

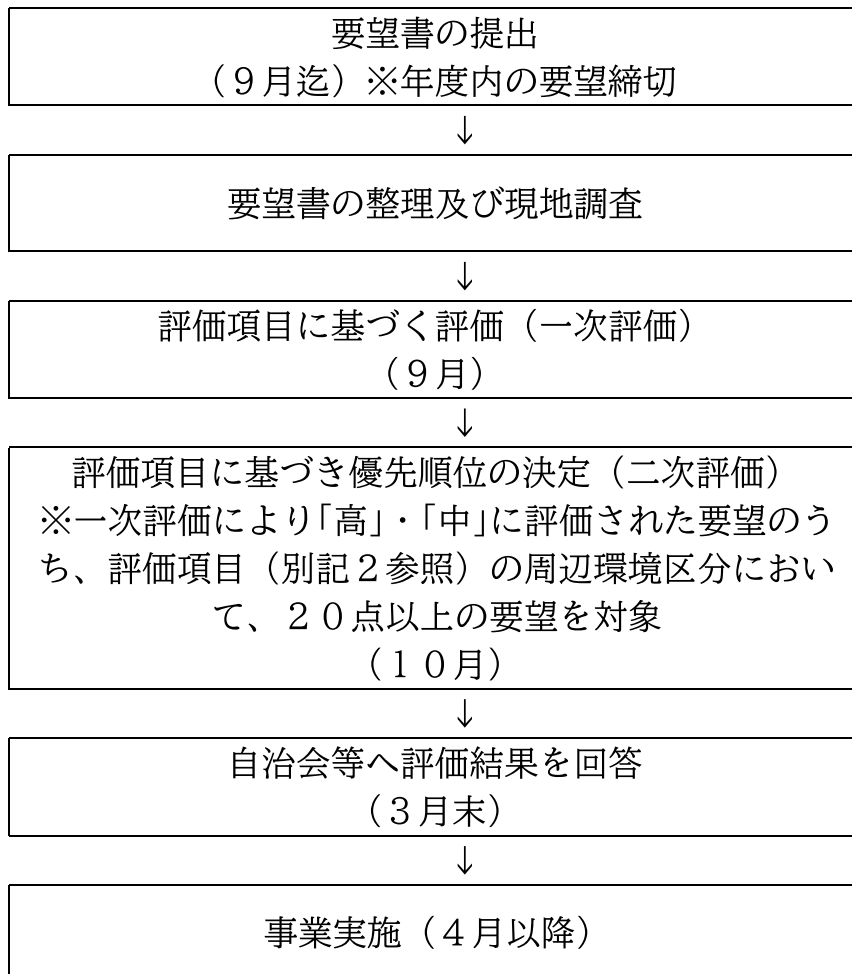
対象地番	区分 ※1	住 所	氏 名	用地 ※2	補償	印
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	
	所有 居住			寄附 買収 無償	不要	

※1 区分 所有：土地所有者 居住：お住まいの方（世帯主）

※2 用地 寄附：用地寄附 買収：買収希望 無償：無償借地承諾

(別記1)

優先順位決定までの流れ



1. 要望については、各自治会等で整理、取りまとめたうえで、市へ提出してください。
2. 9月末日までに要望書を提出された案件については、翌年の3月末日までに回答します。
3. 事業を実施することができなかった道路整備については、翌年度以降、新規の要望と併せて再度この基準により評価し、優先順位を決定します。
4. 道路補修等の修繕工事、道路照明灯等の道路付属施設、カーブミラー等の安全施設は除きます。
5. 緊急を要する場合 (道路陥没、道路施設の破損等) は除きます。

## (別記2)【評価項目】

区分	項目	評価点	評価内容
周辺環境（20点以上必要）※2	交通量 （自動車）	10	不特定の通行が主。
		5	地域住民及び沿線土地利用者の利用が主。
		0	交通量が少ない。
	交通量 （自転車、 歩行者）	10	不特定の通行が主。
		5	地域住民及び沿線土地利用者の利用が主。
		0	交通量が少ない。
	土地利用状況 （5年前の状 況）※2	20	沿道の接道が10戸以上。
		10	沿道の接道が5戸以上10戸未満。
		0	沿道の接道が1戸以上5戸未満。
	公共的施設等 へのアクセス ※3	10	沿道に公共施設設有。
		5	沿道に公共施設に準じる施設有。
		0	沿道に公共施設またはそれに準じる施設無。
通学路	10	要望箇所に通学路がある。	
	0	要望箇所に通学路がない。	
必要性	舗装の状況	10	未舗装。
		5	舗装が老朽化。ひび割れ等が多数。
		0	舗装あり。
	道路有効幅員	10	現況の道路幅員が4m未満。
		0	現況の道路幅員が4m以上。
	排水施設等の 状況	10	側溝がなく、路面排水が宅地等に流入。
5		側溝が老朽化。若しくは、断面不足。	
0		側溝が整備済。路面排水良好。	
実現性	用地	50	用地の寄附が可能。「寄附」
		0	用地の買収が必要。「買収」
	補償	0	補償が不要。
		対象外	補償が必要。
その他	事業化に至っ ていない年数	10	再要望。
		8	要望提出5年目（評価5回目）。
		6	要望提出4年目（評価4回目）。
		4	要望提出3年目（評価3回目）。
		2	要望提出2年目（評価2回目）。
		0	要望提出1年目（評価1回目）。
	整備履歴	-5	整備履歴あり。
	通りぬけ	-5	行き止まり道路
合計 （最大）	150		

- ※1 一時次評価は高（70 点以上）・中（50 点以上）・低（50 点未満）で行い、高・中に評価された要望について二次評価を行うものとする。  
ただし、【評価項目】の周辺環境において 20 点未満となった要望については、整備する環境ではないと判断し、二次評価は行わない。
- ※2 土地利用状況は要望年の 1 月を基準とし、5 年前の状況で評価を行う。また、要望路線外であっても、要望路線を必ず通らなければならない住戸も含むものとする。
- ※3 公共的施設等へのアクセスの評価は、沿道に公共施設があることを原則とするが、要望路線が公共施設に通じる唯一の路線の場合は対象とするものとする。

(別記3)

## 評 価 票

団体名： \_\_\_\_\_  
要望場所： \_\_\_\_\_  
評価種別： \_\_\_\_\_

受付番号： \_\_\_\_\_  
市道番号： \_\_\_\_\_  
評価日： \_\_\_\_\_

区分	項目	整備種別	評価点	評価内容
周辺環境	交通量（自動車）	改良	10・5・0	
	交通量（自転車・歩行者）	改良	10・5・0	
	土地利用状況	改良	20・10・0	
	公共施設	改良	10・5・0	
	通学路	改良	10・5・0	
必要性	舗装の状況	改良	10・5・0	
	有効幅員	改良	10・0	
	排水施設	改良	10・5・0	
実現性	用地	改良	50・0	
	補償	改良	0・対象外	
その他	経過年数	改良	10・8・6・4・2・0	
	整備履歴	改良	0・-5	
	通り抜け	改良	0・-5	

区分	評価点	備考
周辺環境	点	
必要性	点	
実現性	点	
その他	点	

評 価 結 果	
評価点数	点（高・中・低）
評価所見	